

不動産登記法改正 のお知らせ

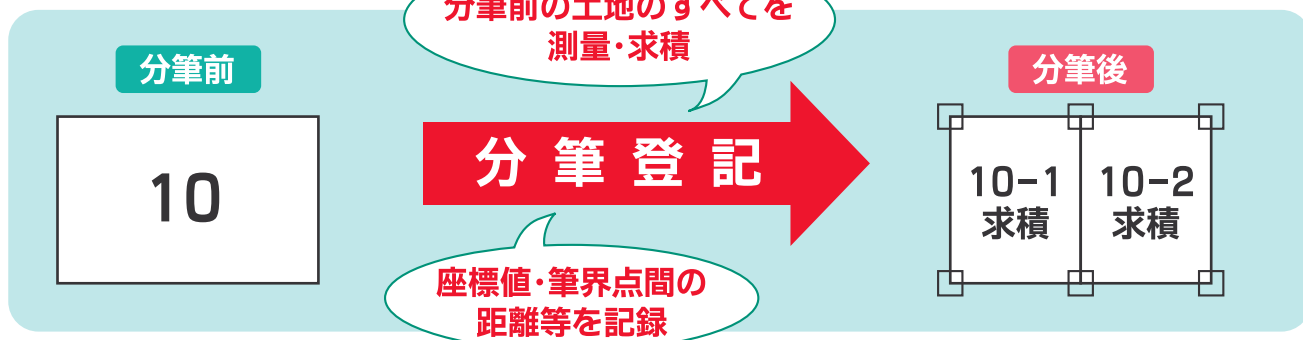
分筆登記が変わりました。

平成17年3月7日から新不動産登記法及びその関連法令等が施行されたことにより、分筆登記申請の際に提出する地積測量図の取扱いの明確化が図られました。

これまでは…



これからは…



原則として分筆後の土地の全てについて境界を確認し、測量・求積をします。分筆後の合計面積(地積)が、分筆前の登記面積(地積)と比べて一定の誤差の範囲を超えると、分筆と同時に地積更正登記が必要となります。

と ち か お く ち ょ う さ し

土地家屋調査士

不動産表示登記の専門家へ

	<p>▶ 境界不明や面積を知りたい時</p> <p>境界を調査確認し、現地を測量して面積を調べます。 〔調査・測量〕</p>
	<p>▶ 分筆したい時</p> <p>相続・売買等のために1筆の土地を2筆以上に分けます。 〔分筆登記〕</p>
	<p>▶ 宅地等に変更したい時</p> <p>登記簿の地目を宅地等に変更します。 〔地目変更登記〕</p>
	<p>▶ 建物を新築した時</p> <p>新築した時や建売住宅を購入した時。 〔建物表題登記〕</p>
	<p>▶ 建物を増築した時・取毀した時</p> <p>増築した時や、建物を取毀した時。 〔建物表題変更登記〕〔建物滅失登記〕</p>

ご不明な点がございましたら
最寄りの土地家屋調査士にお問い合わせ下さい。

山梨県土地家屋調査士会

〒400-0043 甲府市国母八丁目13番30号
☎055(228)1311 FAX.055(228)1312